

講演【横浜市の住宅耐震関連事業について】

横浜市まちづくり調整局住宅部住宅計画課 担当課長 青木史郎氏

「木造住宅耐震診断士派遣事業」は平成7年10月に設けられ、市が無料で診断士を派遣します。対象は昭和56年5月末日以前に着工された木造住宅で、自己所有で自ら居住している在来工法のものに限っています。

診断士は建築士等の資格者で、市の講習会を受講後、市長が認定します。当初540人の民間の方を認定し、うち約300人が実際に活動しています。

事業実績は平成16年度末までで1万5920件。しかし約20万戸といわれている対象建物の8%にすぎず、無料とはいえ、なかなか進んでいません。

「木造住宅耐震改修促進事業」は、耐震診断で総合評点が0・7未満（倒壊の危険あり）と判定された住宅が対象で、平成11年から実施しています。補助額は、世帯の所得税額に応じて4段階あり、工事費用の上限は500万円。それに対して最高9割、450万円を補助します。

事業実績は、平成16年度末までで528件。改修費用の平均は515万円、補助金額の平均は334万円です。528件というのは非常に少なく、耐震診断で「倒壊の危険あり」の8%しか補助を使っていません。補助を使っていない方にアンケートをしたところ、「何か対応をされましたか」との問いでは、「何かしようと検討したができなかった」という人が3割強おり、その理由として、「費用が高かった」（約4割）、「安心して相談できる専門家・相談窓口がなかった」（約2割）などがありました。

そこで私どもでは「事業者登録制度」を設けています。補助制度を利用する場合の設計・工事施工は、市に登録された事業者のみが行えるものとしています（市民が未登録事業者に依頼する場合は除く）。登録者総数は556者です。

補助額が大きいため、必要書類に税金の証明書などを市民にお願いして、負担をかけている面があります。また、工事費用は全国的には平均200万円位で、横浜市でも400万円位で年々少しずつ下がってきています。そのため、使い勝手がよく、補強工事も全国クラスにならないかと、来年度から補助を下げる予定です。一般世帯で150万円、非課税世帯で225万円。代わりに対象範囲を広げ、0・7以上1・0未満まで補助し、書類提出を簡略化して、使いやすい制度にしようと思っています。

上記の補助金額は、2006年2月現在のものです。

講演【世田谷区の災害対策について】

世田谷区危機管理室危機・災害対策課主任 河野雄治氏

世田谷区では災害発生時の応急協力として、現在、官民合わせて73の協力協定を締結しています。その中で民間団体は51団体。中でも建防協は、一番熱心に取り組んでいただいております。

阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋の中で運良く生き残った方々を、近所の人達が力を合わせて救出した事実があります。区としても、災害時には職員も被災し参集するのが難しいため、建設業の方々と話し、災害時の協力協定を結びました。

平成10年3月に結んだ区と建防協との協定内容(写真)は、救出救助活動、被災した収容施設の補修、応急仮設住宅の建設などで、この協定では「災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、区の要請を待たずに出動させることができる」という項目があり、これは他の協定には見られません。地元の建設業の皆さんが持っておられる資機材や機動力にかなり期待をかけた内容となっています。なお、応急対策活動にかかった経費は区が負担します。

協定の実施細目では、消防署にも協力できる内容になっています。これは地元の消防署から「是非建防協の力をうちも借りたい」という話があり、区だけでなく、救出救助活動をメインにやる消防署の建設業者さんに対する期待も大きいものがあります。

日頃の建防協との連携では、地域での防災訓練や防災教室などに、建防協の役員さんに参加いただくことが多く、訓練参加者の一員であったり、あるいは企画段階から入っていただいております。今後も区と協力体制を維持していただければ大変ありがたいです。

建防協(世田谷区建設団体防災協議会) 世田谷区内の15の建設団体が集い、災害ボランティア活動を行う。東京土建、建設ユニオン、東京建設、南建の各世田谷支部も加盟。